

さま

2015年2月25日

北詰淳司に係る意見書提出の件

前略

唐突ですが、北詰淳司の件でお伝えしたい事件があります、北詰の名前を聞くだけでも忌まわしくご不快とは存じますが、この恐るべき男に対して司法の弾効が来月の下旬に下されます。

この仔細は、サイコパス北詰・坪井 事件屋・吉田・小川訴訟・・・これで検索すれば、私のヤフーブログが出ます、北詰など事件屋の正体を解明すべく、提訴した裁判の書証を挙げての告発です。

北詰等の事件屋の訴訟目的は、インターネットを利用した裁判外での示談目的、または反訴してこない行政等(国賠訴訟)への提訴は見せ掛けで、狙いは既に民事裁判で和解解決済みの相手への恐喝示談にあります。

このツールとしてのインターネット利用は、訴訟の当事者・関係者として、相手の個人情報(実名・住所等)を公開しての誹謗中傷記事掲載にあります。

個人情報である実名公開の目的は、インターネット検索結果目的であり、相手への恐喝示談を意図したものです。

北詰淳司を提訴から三年、訴状の受取拒否を二度までした北詰訴訟は、地裁で実質的三回の審理のみで、終始に忌避申立の連続あり、高裁でも期日調整しただけの二人の書記官の忌避申立をした挙句に、擬制自白で今月9日に結審して、判決は来月の25日です。

控訴審判決の事実認定から北詰事件は刑事訴追される筈です、三年半前に北詰を虚偽告訴容疑で刑事告した処分は未決です、また北詰の虚偽告訴に基づき送検事件となり、この処分は当然ながら昨年4月に不起訴となっています。

北詰が訴追されたならば、私を含めた多くの被害者の実名はネット検索から削除されるものと思われます、

既に解決済みの 様との和解事件に於いても、現在なお、北詰は虚偽虚実を公開し続けています、

結審した東京高裁第9民事部ではありますが、結審後の同一事実での書面や意見書の提出は可能であり、陳述(証拠採用)はされないものの、記録に綴じられて、裁判官は目を通すとのことです。

つきましては、被害者・ 様としての意見書のご提出を願えれば幸いです。

草々

民事訴訟でいう自白(裁判上の自白)は、口頭弁論期日または争点整理手続期日における、相手方の主張した自己にとって不利な事実を認める陳述を指す(なお、請求そのものを認めることは請求の認諾という)。自白された事実については、証拠によって立証(証明)する必要がなくなり(民事訴訟法179条)、また裁判所の判断も拘束する。